

平成30年11月 4 日

## 平成30年 第13回 南区選挙管理委員会

### 議 題

#### 1 議 案

議案第53号 選挙人名簿から抹消する者について

#### 2 くじの実施

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施について

## 議案第53号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

平成30年11月4日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 吉村 嘉人

- 1 死亡により抹消する者の数  
15人
- 2 市外へ転出したことにより抹消する者の数  
62人
- 3 抹消する者の氏名等  
抹消者名簿のとおり
- 4 抹消年月日  
平成30年11月4日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外



福岡市長選挙における南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施について

(くじの方法)

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。  
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
  - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
  - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。  
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

4	3	2	1	掲載順序
				固有番号 (届出番号)

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号)

(投票記載所の氏名等の掲示)

第175条

- 3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行った後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。